

紀伊和歌山フェア in カリフォルニア/ハワイに参加いただける事業者を募集します！

和歌山県とPPIH（株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）は2021年3月に和歌山県産品の販路拡大に係る相互協力・連携に係る協定を締結しました。

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会では、連携事業の一環として、県内食品事業者の米国への販路拡大を支援するため、PPIH グループ企業である Marukai Corporation 及びドンキ USA・PPRM ハワイと連携し、米国カリフォルニア州及びハワイ州にて令和8年4月上旬から5月下旬にかけて食品フェアを開催します。

過去にご出展された事業者様はもちろん、輸出経験のない事業者様も歓迎します。

また、当フェアに関するオンライン説明会を9月19日（金）に開催します。

フェアへの参加にご興味・ご関心をお持ちの方は是非ご参加ください。

1 「紀伊和歌山フェア」について

① カリフォルニア州（ロサンゼルス及びその近郊）

場 所：Marukai Corporation 運営「Tokyo Central」 計6店舗程度

フェア期間：令和8年4月中旬～5月中旬

② ハワイ州（オアフ島ホノルル及びその近郊）

場 所：ドンキ USA・PPRM ハワイ運営「Don Quijote」、「Marukai Wholesale Mart」、「TIMES」

計6店舗程度

フェア期間：令和8年5月上旬～5月下旬

2 オンライン商談会の日程

・令和7年10月23日（木）

※フェアに参加する商品を選考するため、米国側バイヤーとオンライン商談会を開催します。

※オンライン商談会への参加は、新規参加もしくは新しい提案商品がある事業者の方を優先します。

それ以外の事業者の方は、原則、提出いただく書類（商品シート等）による選考となります。

3 商談会参加バイヤー（予定）

- ・PPIH 海外事業 MD 戦略本部（東京）
- ・Marukai Corporation（LA）
- ・PPRM ハワイ
- ・株式会社カワ・コーポレーション（輸出商社：日本側窓口）

4 対象商品

- ・賞味期限が概ね半年以上の食品全般を対象としますが、米国の規制には十分ご注意ください。
- ・詳細については、次項及び以下募集ホームページをご確認ください。

5 申込方法

- ・**令和7年9月24日（水）17：00まで**に、「参加申込書」及び「商品情報シート」を下記担当者宛にEメールで提出してください。
- ・商談会の日時等の詳細は、10月上旬までに通知します。
- ・商談会へのご参加は、フェア出品の確約ではありません。
- ・申し込み方法、応募条件などの詳細は、以下のWEBページにてご確認ください。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/kaigai/usa/2026.html>

●本件事業に係る事業者向けオンライン説明会について

当フェアの概要等についての事業者様向けの説明会を下記のとおり開催します。

- ・日 時：令和7年9月19日（金）10:30～11:30
- ・内 容：①紀伊和歌山フェア in カリフォルニア/ハワイの概要について
川嶋優氏（PPIH 海外事業 MD 戦略本部）
②商品の輸出手続きについて
大地芳和氏・ポップウィニー祥子氏（カワ・コーポレーション）
- ・申込方法：令和7年9月18日（木）12:00 までに、メールに社名、参加者名、連絡先を記載し、上記担当までお申し込みください。説明会用 URL（ZOOM）をお送りします。

● 今後のスケジュール（予定）

（令和7年）

- ・ 9月19日（金）：事業者向けオンライン説明会
- ・ 9月24日（水）：「和歌山フェア in カリフォルニア/ハワイ」申込締切
- ・ 10月23日（木）：オンライン商談会

（令和8年）

<カリフォルニア向け>

- ・ 1月中旬～下旬：商談結果連絡・発注
- ・ 2月中旬～下旬：国内納品・輸出準備
- ・ 4月中旬～5月中旬：フェア本番（Tokyo Central）

<ハワイ向け>

- ・ 1月下旬～2月上旬：商談結果連絡・発注
- ・ 3月上旬：国内納品・輸出準備
- ・ 5月上旬～下旬：フェア本番（Don Quijote、Times）
- ・ 5月上旬（1週間）：フェア本番（Marukai Wholesale Mart）



前回和歌山フェアの様子（ホノルル、ロサンゼルス令和7年5月）

※主な輸出規制【米国向け】

- 畜肉関連（畜肉・畜肉パウダー・畜肉エキス・その他畜肉由来の原料等、ゼラチンは条件次第）
- 海老（国内養殖のものであれば可）
- まぐろ加工品（原材料がトレース出来ないものは不可）
- 生乳製品（米国輸入パミットにて確認、粉乳を使用した商品・焼き菓子可）
- ステビア（ステビアオール糖体の合計値で95%以上のもの可）
- 野菜、果物の一部（米国農務省 輸入規制解除の果物、野菜加工品を除く）
- 生姜・大根・無の漬物（FDAより輸入許可を受けたメーカーのみ可）
- ピーナッツ（時期により船積み不可）
- いりこ・煮干・丸干し等、はらわたの除去されていない魚加工品（未加工の冷凍魚は除く）
- 合成着色料（赤色2号、102号、106号など）
- 天然着色料（クチナシ、ベニバナ、ベニコウジなど）
- 部分水素添加油脂を使用している加工品（微量ならば可となる場合あり）
- 中国産の原材料を使用している梅加工品
- アルコール飲料（米国アルコール専売局に未登録は取り扱い不可）

※対象商品にご不明点がある場合は、9月19日（金）に開催される説明会にご参加ください。